

門総課第 341 号  
令和 4 年 7 月 5 日

様

門真市総務部課税課

年金生活者支援給付金の支給判定の誤りについて（お詫び）

平素は、本市税務行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。さて、年金生活者支援給付金につきましては、本市が保有している所得情報を基に、日本年金機構で支給の判定を行います。

しかし、日本年金機構から本市への所得情報の照会に対し、本市が誤った回答をしてしまったため、誤って判定されていたことが判明いたしました。

改めて日本年金機構から、様宛に書類が送付されますので、お手数ですがご確認をお願いいたします。

この度は、私どもの処理誤りでご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳ございません。今後、所得情報の内容について、十分に点検を行うよう課内において徹底して参りますので、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

門真市総務部課税課 市民税G 個人市民税担当

06-6902-5898(直通)

06-6902-1231(代表) (内線)2253~2256

様

門真市総務部課税課

本市の所得情報の処理誤りによる  
令和 3 年度 国民年金保険料免除・納付猶予審査結果の変更について（お詫び）

平素は、本市税務行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。  
さて、 様の令和 3 年度（令和 3 年 7 月分～令和 4 年 6 月分）国民年金  
保険料免除・納付猶予申請（以下「免除申請」）につきましては、本市で保有し  
ている所得情報を基に、日本年金機構が結果の判定を行います。

しかし、日本年金機構による本市への所得情報の照会に対し、本市が誤った回  
答を行ったことにより、免除申請の審査結果が誤って判定されていたことが判明  
いたしました。

本市の正しい所得情報は、再度、回答を行っており、改めて、正しい所得情報  
を踏まえた免除申請の審査結果に関する書類が日本年金機構から送付されますの  
で、大変お手数ですが、ご確認をお願いいたします。

この度は、私どもの処理誤りでご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳ご  
ざいませぬ。今後、所得情報の回答について、十分に点検を行うよう課内におい  
て徹底して参りますので、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

なお、再度、免除申請を行うことにより、新たな区分での免除・納付猶予が承  
認される可能性があります。申請手続きに関しましては、下記の問い合わせ先  
（②年金免除に関すること）へお問い合わせいただきますようお願いいたしま  
す。

<問い合わせ先>

① 本通知に関すること

門真市 課税課 市民税G 個人市民税担当

06-6902-5898(直通)

06-6902-1231(代表) (内線)2253～2256

② 年金免除に関すること

・門真市 市民課 国民年金 G

06-6902-6005(直通)

06-6902-1231(代表) (内線)3050・3051

・守口年金事務所 国民年金課

06-6992-3031 (自動音声案内 2番→2番)